

徳島県告示第百三十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条第一項及び第十五条の二の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同法第九条第二項において準用する同法第八条第四項及び同法第十五条の二の六第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示し、申請書及び添付書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の変更に關し利害關係を有する者は、次により、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載したものを提出することができる。）を提出することができる。

令和元年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請者等

1 申請者

- (一) 名 称 株式会社明和クリーン
- (二) 住 所 三好市山城町大和川六九七番地一
- (三) 代表者の氏名 代表取締役 楠本隆文

2 施設の設置の場所

三好市山城町寺野字アゲクラ九 八番地一ほか百二筆

3 施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び令第七条第十四号八に規定する産業廃棄物の最終処分場

4 施設において処理する廃棄物の種類

一般廃棄物にあつては、焼却灰、ばいじん、不燃ごみ及び有機性汚泥
産業廃棄物にあつては、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん及び令第二条第十三号に規定する廃棄物（自動車等破砕物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
特別管理産業廃棄物にあつては、廃石綿等

5 申請年月日

平成三十年九月二十八日

二 縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

徳島県県民環境部環境指導課、徳島県西部総合県民局及び三好市役所

2 縦覧の期間

令和元年七月十六日から
令和元年八月十五日まで

3 縦覧の時間

午前九時から午後四時まで

三 意見書の提出期限及び提出先

1 意見書の提出期限

令和元年八月二十九日。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があれば受け付ける。

2 意見書の提出先

〒七七七 一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県民環境部環境指導課

電話番号 八八―六二一―二二六八